

## 下請法ガイドラインの改正

梅田総合法律事務所 弁護士 今田 晋一  
弁護士 中村 昭喜

### ▶ POINT

- ① 平成 28 年 12 月に下請法のガイドラインが改正されました。
- ② 違反行為事例は従来の 66 事例から 141 事例に大幅増加されており、下請法の一層の運用強化が見込まれます。
- ③ 改正ガイドラインの内容を確認し、何が違反行為とされるのか、社内で情報共有しておきましょう。

### 1 はじめに

政府は、中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、下請法・独占禁止法の運用強化を進めており、その取組の一環として、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(下請法ガイドライン)が改正されました。

下請法については、平成 28 年 4 月から 12 月までに 7 件の勧告と 5334 件の指導が行われており、今後も、一層の運用強化が見込まれます。

今回の改正では、違反行為事例が従来の 66 事例から 141 事例に大幅に増加しました。公正取引委員会による勧告・指導の中で繰り返し見られた行為や、事業者が問題ないと認識しやすい行為等が追加されていますので、その一部をご紹介します。

## 2 下請法の規制対象となる取引・資本区分

下請法は、規制対象となる事業者(親事業者)を、取引の種類と資本の額によって、以下の通り区分しています。

取引の種類	資本の区分
【1】 製造委託 【2】 修理委託 【3-1】プログラムの作成委託 【4-1】運送・物品の倉庫保管 ・情報処理の委託	●資本金3億円超の法人が資本金3億円以下の下請事業者(個人を含む)に委託する場合 ●資本金1千万円超3億円以下の法人が資本金1千万円以下の下請事業者(個人を含む)に委託する場合
【3-2】プログラム以外の情報成果物の作成委託 【4-2】運送・物品の倉庫保管・情報処理以外の役務提供の委託	●資本金5千万円超の法人が資本金5千万円以下の下請事業者(個人を含む)に委託する場合 ●資本金1千万円超5千万円以下の法人が資本金1千万円以下の下請事業者(個人を含む)に委託する場合

## 3 親事業者の義務

親事業者には、以下のような義務が定められています。

### (1) 書面の交付義務

親事業者は、発注に際して、注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を記載した書面を、直ちに下請事業者に交付しなければなりません。

### (2) 支払期日を定める義務

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内で定めなければなりません。

### (3) 遅延利息の支払義務

親事業者は、給付を受領した日から起算して60日を経過すると、年14.6%の遅延利息を支払わなければなりません。

### (4) 書面の作成・保存義務

親事業者は、注文の内容、給付の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、2年間保存しなければなりません。

## 4 親事業者の禁止行為と主な追加事例

以下のような親事業者の行為は、下請法により禁止されています(主な例)。  
また、今回の改正ガイドラインで追加された違反行為事例の一部を紹介します。

### (1) 支払遅延

下請代金を支払期日の経過後なお支払わないこと。

#### 【追加された違反行為事例】

- ・「毎月末日納品締切、翌々月 10 日支払」等の月単位の締切制度を採っている場合に、支払期日が締切後 30 日を超えるため、給付の受領日から 60 日を超えて下請代金を支払った。
- ・「毎月末日検収締切、翌月末日支払」等の検収締切制度を採っている場合に、検収に相当日数を要したため、給付の受領日から 60 日を超えて下請代金を支払った。

### (2) 買ったたき

下請代金を決定するときに、同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めること。

#### 【追加された違反行為事例】

- ・量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少したにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価を定めた。
- ・原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来通りに単価を据え置いた。
- ・短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに、通常の対価より低い下請代金の額を定めた。

### (3) 下請代金の減額

下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減額すること。

#### 【追加された違反行為事例】

- ・単価の引下げについて合意した場合に、合意日前の発注についても新単価を遡って適用し、下請代金の額から旧単価と新単価の差額を差し引いた。
- ・親事業者からの原材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を下請事業者の責任によるものとして下請代金の額を減じた。
- ・下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請代金から差し引いた。

(4) 受領拒否

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受け取らないこと。

【追加された違反行為事例】

- ・繁忙期のため自社の受領態勢が整わないことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者からの納品を受領しなかった。
- ・自社の取引先から納期延期を求められたこと(あるいは自社の販売先が倒産したこと)を理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者からの納品を受領しなかった。

(5) 不当返品

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受け取った後に返品すること。

【追加された違反行為事例】

- ・売れ残った商品を、賞味期限切れを理由に下請事業者に引き取らせた。
- ・自己の店舗における商品の入替えを理由に、下請事業者に製造委託した商品を引き取らせた。

(6) 購入・利用強制

正当な理由がないのに、親事業者が指定する物品・役務などを強制して購入・利用させること。

【追加された違反行為事例】

- ・自社の関連会社の商品について、下請事業者ごとに目標数を定めて購入させた。
- ・下請事業者が必要としていないにもかかわらず、取引先から購入要請のあった商品の購入を要請し、購入させた。

(7) 不当な経済上の利益の提供要請

親事業者が下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。

【追加された違反行為事例】

- ・広告宣伝費用を確保するため、下請事業者に協賛金として一定額を提供させた。
- ・下請事業者に対し、委託取引とは関係のない労務を提供させた。

(8) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

下請事業者に責任がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、または受領後に給付をやり直させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。

【追加された違反行為事例】

- ・当初の発注から設計・仕様を変更したため、下請事業者にその変更への対応や人件費増加等が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかった。
- ・発注元からの発注が取り消されたことを理由として、下請事業者への発注を取り消したにもかかわらず、下請事業者が要した費用を負担しなかった。

## 5 まとめ

上記のほかにも、今回の改正ガイドラインでは、取引類型ごとに、多数の違反行為事例が挙げられており、違反行為の判断が明確になりました。

改正ガイドラインは、下記の公正取引委員会のホームページに掲載されておりますので、大丈夫かな?と思ったら、違反行為事例をチェックしてみてください。

[http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/dec/161214\\_1.html](http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/dec/161214_1.html)

また、下請法違反に及ぶことがないよう、あらかじめ社内で情報共有することも有用です。当事務所では、下請法に関するご相談だけでなく、社内のセミナーにも対応しておりますので、お気軽にご相談下さい。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

## COLUMN

司法修習生に対する給費制が復活することになりました。

平成22年から司法試験合格者を年間3000人程度にする大増員計画のために、給与支給に代えて、生活資金を貸与する制度に変えられており、交通費・通勤費すら自費、貸与を受ければ多額の債務を負い、給与支給がないために就労要件を充たさないとと言われて子供を保育園に入れることすら困難という悲惨な事態となっていました。

しかも合格者増員のため、修習を終えても法律事務所に入ることができない人が大量に発生し、法曹志望者が激減して、ついに計画は頓挫しました。

以前は、税金で養われて勉強をしたことが、弁護士になった後、社会に還元するべく、奉仕的な業務に携わる強い動機を形成していました。しかし、債務返済に追われるようでは、このようなことは期待できません。若い人が前途に希望を持って法曹を志望できるようになり、勉学に専念できることを喜んでいます。 (弁護士 川下 清)

## 梅田総合法律事務所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

<http://www.umedasogo-law.jp>

UMEDA SOGO NEWS LETTER